

補助事業の公募に係る募集要領
直接補助事業用（研究開発事業を除く）

令和８年度「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（エネルギー利用最適化診断等事業）」に係る補助事業者募集要領

令和８年２月６日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

経済産業省では、令和８年度「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（エネルギー利用最適化診断等事業）」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費につ

いては、補助金の交付対象とはなりません。

- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

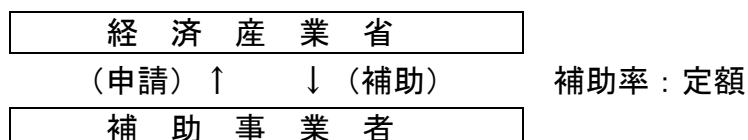
【1. 事業概要】

1－1. 事業目的

本事業は、民間団体等が行う、中小企業等を対象とした省エネルギー技術等の導入可能性の検討を含めた指導等の事業（以下「補助事業」という）の実施に要する経費を補助することにより、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進し、もって、内外の経済的・社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とします。

1－2. 事業スキーム

【例】直接補助事業の場合



1－3. 事業内容

別紙1に記載

1－4. 事業実施期間

交付決定日～令和9年3月31日

1－5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤経済産業省におけるEBPM[※]に関する取組に協力すること。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

【２．補助金交付の要件】

２－１．採択予定件数：１件

２－２．補助率・補助額

定額補助（１０／１０）とし、５９０，２５４千円を上限とします。

なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

【３．補助金の支払い】

３－１．支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

３－２．支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

３－３．実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み１００万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み１００万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

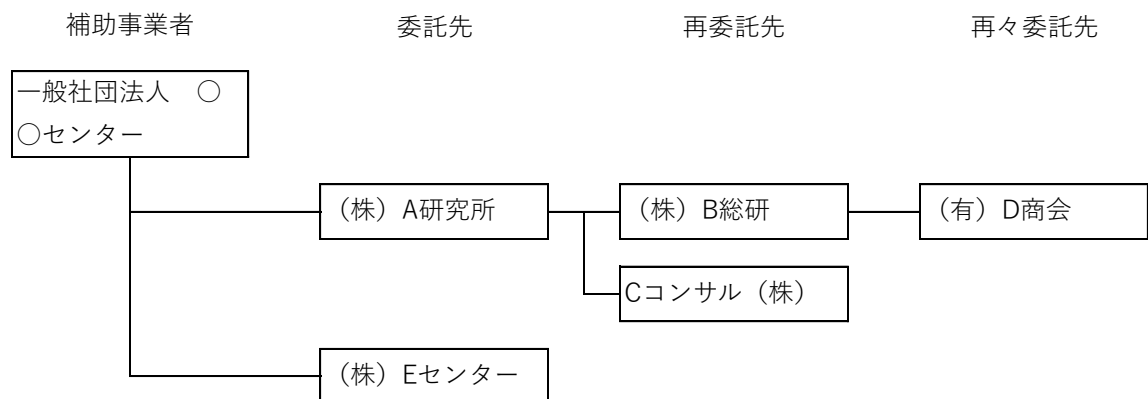
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
（株）A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
（株）B総研	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
（有）D商会	再々委託先（（株）B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
（株）Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和8年2月6日（金）

締切日：令和8年2月27日（金）12時00分までに申請を実施したもの

4-2. 説明会の開催

○開催概要

開催日時：令和8年2月12日（木）11時00分～12時00分

(他事業と共同開催)

形式 : Microsoft Teams

会議 URL : <https://teams.microsoft.com/meet/45710004090182?p=smqhCDtPYaBcqA2Hs>

(会議 ID: 457 100 040 901 82 、パスコード: ir25Yh77)

議事次第 :

① 11時00分～11時25分

省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費

② 11時30分～12時00分

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（エネルギー利用最適化診断等事業）

※各事業入れ替え制ですので、全事業に参加いただく必要はありません。

※複数事業に参加の場合、参加登録時に参加事業を全て明記ください。

○参加申込方法

説明会への参加を希望する方は、【10. 問い合わせ先】へ令和8年2月10日（火）17時00分までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「【説明会出席登録】中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「E-mail アドレス」「参加する議事」を明記願います。

なお、Microsoft teams が利用できない場合は、説明会後概要を共有するので、その旨と概要連絡先を明記願います。

4-3. 応募書類

- ① 補助金申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。J グランツでは、本申請を受け付けるとともに、J グランツで行われた申請等に対しては原則として、J グランツで通知等を行います。J グランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。GビズIDが取得できない場合は、郵送又は電子メールで申請してください。

※J グランツでの提出方法等の詳細はJ グランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/>

・ 申請書（様式1）

・ 提案書（様式自由）

※（別紙2）の提案書記載事項に基づき記載すること

・ 採択審査を行う上での必要書類

（会社概要（パンフレットなど）、直近の財務諸表など）

- ② 申請時・業務実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設

等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。なお、応募書類は返却しません。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

4－4．応募書類の提出先

応募書類はJ グランツにより以下に提出してください。

J グランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※ J グランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。

※ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。

【5．審査・採択】

5－1．審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会が審査を行い決定します。

5－2．審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 「1．事業概要」の「1－5．応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑦ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑧ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

- ⑨ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

- ⑩ 賃上げの取組をしているか。

以下のうち、いずれかの賃金引上げ計画の表明書等を提出すること。基準を満たす場合、加点対象となります。

・令和8年以降に開始する申請者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。

・令和8年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※中小企業等においては、「給与総額とする。」

- ⑪ ワーク・ライフ・バランスの取組をしているか。

以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出すること。基準を満たす場合、加点措置となります。

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）

・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。

・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。

・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

- ⑫ 「魅力発見！三陸常磐ものネットワーク」に参加登録を行い、以下のHPにおいて取組事例が公表されているか（応募締切日前日時点）。

<https://sjm-network.jp/category/introduction/>

【例】「魅力発見！三陸常磐ものネットワーク」に参加して、弁当、社食、キッチンカー等を通じた「三陸・常磐もの」を消費する取組を行っている事業者を加点対象とする場合。

「魅力発見！三陸常磐ものネットワーク」のHPにおいて自社の取組事例が紹介されているページの写しを申請書に添付して提出するとともに、当該ページのURLを申請書に記載すること。提出があった場合、加点措置となります。

- ⑬ 中小企業等（当該事業を認知していない中小企業等も含む）や省エネ診断の専門家となり得る資格を有する人材に向けた効果的な周知・広報を実施するための具体的な方

法や体制が示されているか。

- ⑭ 省エネ診断を実施する専門人材を十分に確保するための取組として、賃上げや専門人材向けの周知等の検討がなされているか。

5－3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7－1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
人件費	事業に直接従事する者の人件費
事業費	専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、会場借料、会議費、調査分析費、事務機器等貸借料、資料作成費、印刷費、資料収集費、資料購入費、資料輸送費、備品及び消耗品購入費、臨時雇用員費、システム運用管理費、その他事業を行うために必要な経費
諸経費	他のいずれかの区分にも属さない経費であって、以下に掲げるもののうち、事業を行うために必要と認められる経費 備品等借料、光熱水料、廃棄物処理費、通信運搬費（郵便料、運送代、通信・通話料等）、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（事務所賃貸料、振込手数料、間接部門人件費等）

7－2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【9. その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、

交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。

- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- ④補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。
- ⑤経済産業省より補助事業者に対して診断の結果の提供を求める可能性があります。あらかじめ中小企業等から診断結果の提供に関する承諾を得ておくことを検討してください。
※省エネ診断等の結果は、事前に必要範囲を協議のうえ、経済産業省が省エネ政策に関する調査を委託する第三者に開示する可能性があります。

【10. 問い合わせ先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

担当：水谷、杉本

E-mail：bz1-shouene-dounyushien@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式 1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 あて

令和 8 年度「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
(エネルギー利用最適化診断等事業)」申請書

申請者	法人番号 (*)	
	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E - m a i l	

* 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載し、法人番号を付与されていない
個人事業者等の場合には、記載不要。

補助事業の概要について

補助事業者は、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進するため、以下を実施する。

(1) エネルギー利用最適化診断の実施

全国の中小企業等に対して、専門家による現地診断及び診断結果の報告・改善取組等の提案を実施する。

- ・エネルギー利用最適化診断の実施件数は年間約 820 件。地域・業種・業態等を勘案し満遍なく実施すること。

- ・エネルギー利用最適化診断の対象は、中小企業者（中小企業基本法に定める中小企業者）を原則とし、別途経済産業省と協議のうえ、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく事業者クラス分け評価制度においてB又はCクラスと評価された事業者及び年間のエネルギー使用量が一定規模（原則、年間エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満）の工場・事業場等（以下、事業者とする）への診断を実施すること。

- ・エネルギー利用最適化診断事業では、1支援あたりの事業者負担が、7,000円～25,000円程度を軸とした支援メニューを策定し、その支援に従事する専門家謝金の総額から事業者負担額を差し引いた額（謝金総額の9/10以内）を請求できるものとする。なお、昨今の賃上げや物価高の高騰も踏まえ、専門家謝金や支援メニューの額等については適切に見直しを行うものとする。

- ・エネルギー利用最適化診断支援を受けた事業者が、「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）（繰越分を含め令和8年度に当該事業が行われる場合に限る。以下同じ。）」で実施する「エネルギー利用最適化取組の支援」を希望した場合、その補助事業者に対して必要な情報提供を行うなど「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）」の補助事業者や診断機関、自治体、金融機関等の地域に密着している関係機関とも連携すること。例えば、中小企業支援機関など現場に詳しい関係機関等と連携し、生産設備に関する省エネ診断のあり方・手法を検討すること。

- ・なお、最終的な対象範囲や支援メニューの額、定義等の詳細については、経済産業省と協議の上決定する。

(2) 診断後のエネルギー利用最適化等の取組状況の確認調査等の実施

過去数年間に実施した省エネ診断を含めて、診断後のエネルギー利用最適化等の取組状況の確認調査等を行うこと。過去の診断報告書については、経済産業省より必要に応じて提供する。

なお、最終的な対象範囲や定義等については、経済産業省と協議の上決定する。

(3) 中小企業等のエネルギー利用最適化に資する情報提供

中小企業等における省エネ診断の認知度を向上させ活用件数の増加に繋げるための広報や、エネルギー利用最適化の取組を促すための情報発信等を行う。中小企業向けの情報提供に加えて、省エネ診断の専門家等のスキルアップのための情報発信（セミナー・情報交換の場等を含む）等を行うこと。また、資源エネルギー庁が行う「省エネ・地域パートナーシップ」の運営に協力する。

- ・ 情報提供は、セミナー開催、民間団体等が実施する説明会への講師派遣、省エネ診断の事例を掲載したチラシやパンフレットの作成・公表等の方法により行う。セミナーの開催や説明会の実施については、当該事業を認知していない中小企業等にも周知することを目指し、企画等すること。

- ・ 省エネ診断の事例は省エネ・地域パートナーシップ事務局においても公表・活用することを前提に、予め事業者の許諾を得ること。

- ・ 講師派遣の対象は民間団体、自治体、公的機関等が主催する参加費無料の説明会や、金融機関が行員向けに実施する説明会等が対象で、年間 150 件程度行う。

- ・ また、地域の中小企業への省エネ促進の一部を担う金融機関に対して、省エネに関する知識を向上してもらうための必要な情報提供や研修を実施。可能であれば、実際の設備や省エネ診断を体験してもらうための実地研修も行う。

- ・ なお、上記の金融機関は、省エネ・地域パートナーシップのパートナー金融機関に限定する。

- ・ 情報提供に当たっては、中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）の補助事業者や省エネ・地域パートナーシップ事務局に加え、自治体や金融機関等の地域に密着している関係機関とも連携し、効果的・効率的に実施する。

- ・ なお、最終的な実施内容等については、経済産業省と協議の上決定する。

（４）省エネ診断の担い手確保に向けた取組

全国で省エネ診断の担い手が不足している現状を踏まえ、専門人材の確保に向けた取組を行う。具体的には、省エネ診断の専門家となり得る資格を有する人材に向けた省エネ診断の周知や、省エネ診断を行う際に必要な知識を身に着けるための講習会を行う。

- ・ 省エネ診断の周知にあたっては、資源エネルギー庁が実施する他の診断事業も含めて広く案内を行い、診断機関への参加等の希望があれば中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）の補助事業者へも必要な情報提供を行う等の連携をすること。

- ・ 省エネ診断を行う際に必要な知識を身に着けるための講習会は、省エネの専門家として現場で活躍できる人材を育成するための複数回の講習会で構成されるカリキュラムを作成し、中小企業等への省エネのアドバイスの経験が豊富な講師による、省エネ診断を行う際の着眼点や注意点等の説明を実施。実施形態については、より多くの人に効率的で効果的な研修を提供出来るよう、実地を模擬した VR 研修の導入なども含めた座学研修や、現場における実地講習等を行う。この際、一定のレベルに達した研修生には、研修終了証などの交付を行う。

- ・また、受講者に対して省エネ診断事業の紹介を行い、希望があればスムーズに省エネ診断事業に参加できるためのサポートを行う。
- ・上記の省エネ診断や講習会の周知・実施にあたっては、省エネ診断の専門家となり得る資格を有する人材が多く在籍する企業や業界団体等と連携し、効果的・効率的に実施する。特に、OB 人材や兼業の可能性がある人材・企業への働きかけ方法を検討すること。
- ・講習を受けた人材のうち、省エネの専門家として活動した人数を把握するなど、講習会の効果測定を適切に行うこと。
- ・なお、最終的な実施内容等については、経済産業省と協議の上決定する。

提案書記載事項

1. 募集要領【1. 事業概要】の「1-5. 応募資格」の内容を満たすことの説明

- * 申請者の営む主な事業（会社概要（パンフレットなど）の添付）
※会社概要を作成していない場合、申請者の営む主な事業を記載してください。
- * 申請者の財務状況（直近の財務諸表などの添付）
※特記事項等がある場合には併せて記載してください。

2. 補助事業の目的及び内容（事業の実施方法）

（1）補助事業の実施方法

- * 募集要領の「別紙1」の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載の上、補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。
- * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。

（2）事業の実施体制

- * 実施責任者略歴、専門家等及び実施者の業務内容
- * 外注、委託（コンソーシアム）を予定しているのであれば、その内容を記載してください。

（3）補助事業の効果

- * 本事業を実施した場合、期待される効果を記載してください。

3. 実施スケジュール

- * 2.（1）の実施が月別に分かるように記載してください。

4. 類似事業の実績

- * 事業名、事業概要、実施年度、発注者等を記載（自主事業の場合はその旨記載のこと）

5. 支出計画及び資金計画

- * 募集要項【7. 補助対象経費の計上】の「7-1. 補助対象経費の区分」に応じて、公募申請時点での必要経費の見込みを記載してください。（採択後、経済産業省と調整した上で決定することとなります。）

○積算内訳（例）

（単位：円）

経費区分及び内訳	補助事業に要する 経費	補助対象経費	補助金申請額
○○○○事業			
Ⅰ．人件費（補助率：2／3）	1,800,000	1,800,000	1,200,000
Ⅱ．事業費（補助率：2／3）	5,782,000	5,270,000	3,513,333
旅費	132,000	120,000	
謝金（消費税等対象外）	150,000	150,000	
備品費	3,300,000	3,000,000	
委託・外注費	2,200,000	2,000,000	
* 募集要領の「7. 補助対象経費の計上」の「7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外」のとおり補助対象経費は、原則、消費税等を除外して計上してください。			
合計（補助金見込額）	7,582,000	7,070,000	4,713,333

* 補助率は、募集要領【2. 補助金の交付の要件】の「2-2. 補助率・補助額」の記載のとおりとしてください。

* 補助金申請額の小数点以下の端数は切り捨てた金額を記載してください。

* 下記の記載例に則り資金計画を記載すること。

○資金計画（記載例）

補助事業に要する経費 1,000,000,000 円

うち補助金充当（予定）額 1,000,000,000 円

（精算払までの期間は、自己資金で支弁予定

or 自己資金での立替えが困難なことから概算払の要望有）

金融機関等からの借入れ（予定）額 0 円

（借入条件：補助事業取得財産の担保予定の有無 無し）

自己資金充当額 0 円

収入金 0 円（該当する場合のみ記載のうえ、収入金の詳細について記載すること）

6. 審査・採択基準に対応する提案書該当ページについて

募集要領「5-2. 審査・採択基準」①～⑭を審査するにあたって確認すべき提案書該当ページを①～⑭ごとに示すこと。

※審査委員会において、当該ページを確認して審査することとなるため、漏れ等がないように気をつけること。

※提案書の中で示す必要はなく、様式自由の別紙として提案書に添付する形でよい。

なお、記載イメージは下記のとおり。

(記載イメージ)

５－２．審査基準	提案書該当ページ
① 公募要領【１．事業概要】の「１－５．応募資格」の内容を満たしているか。	P●、P▲～▲
② 提案内容が交付の対象となりうるか。	P●、P▲～▲
③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。	P●、P▲～▲
．．．	．．．